

# 機器サブスクリプション契約 利用規約

山口合同ガス株式会社

令和8年7月1日

機器サブスクリプション契約利用規約(以下「本規約」といいます。)は、山口合同ガス株式会社(以下「当社」といいます。)と当社のガス機器および、その付属部品(以下「サブスク機器」という。)のサブスクリプションサービスの提供を受ける者(以下「お客さま」といいます。)との間で結ぶ契約(以下「本サービス」といいます。)に適用されます。

#### 第1条(契約の目的・性質)

当社は、お客さまに対して、当社が指定するサブスク機器を賃貸し、お客さまはこれを借り受けます。賃貸するサブスク機器は当社が管理・点検した中古品としますが、当社の都合により新品となる場合があります。対象のサブスク機器には専用のステッカーを貼付いたします。

#### 第2条(契約の成立)

1. 本サービスは、お客さまが当社の定める申込方法により、当社に申し込んでいただき、当社がこれを承諾した時に成立するものとします。
2. 本サービスは、家庭用として当社とガスの供給及び使用に関する契約を締結しているお客さまで、次の各号に該当するお客さまに限り、
  - (1)給湯器については、戸建住宅の所有者でかつ利用者。
  - (2)ファンヒーターについては、戸建住宅・分譲マンションの所有者でかつ利用者。
3. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、本サービスのお申込みをお断り、または承諾を取り消すことがあります。なおこの場合、お客さまは当社に対して、損害賠償等一切の異議を申し立てることはできません。
  - (1)サブスク機器が当社供給のガスを熱源としてご使用でない場合。
  - (2)お客さまにおいて、過去2年以内に当社のガス料金滞納により、供給停止の履歴がある場合。
  - (3)当社がサブスク機器の取り付け・保守を行うことが技術的に困難と判断した場合。
  - (4)その他、お客さまと本サービスを締結し難い特段の事由がある場合。

#### 第3条(利用期間及び契約の継続)

1. 本サービスは当社が承諾した日より、お客さまからの解約の申し出によって終了することとし、解約の申し出がない限り、期間の定めなく継続するものとします。
2. お客さまは、電話またはインターネットによる申し出により、いつでも本サービスを解約することができます。ただし、電話による解約の申し出は、当社の通常の営業時間内に行うものとします。この場合、解約の申し出がなされた後、当社がサブスク機器の撤去を完了した日をもって解約日とします。

#### 第4条(サブスクリプション料金の発生等)

1. 本サービスの利用料金(以下「サブスクリプション料金」といいます。)は、当社が別途定めるところによるものとします。
2. 当社は契約時の取扱いとして、取付日に属する月は翌月と合わせて1ヶ月と算定します。

3. 毎月のサブスクリプション料金は、月単位で支払うものとし、いかなる場合においてもサブスクリプション料金の日割計算による算定・精算は行いません。
4. サブスクリプション料金は毎月1日に支払義務が発生します。また、本サービス期間中は、建物に非入居状態などでサブスク機器を使用しない期間、毀損・滅失・メンテナンス等により、サブスク機器が使用できない間についても、サブスクリプション料金をお支払いいただきます。
5. ファンヒーターに係る本サービスについては、毎年11月1日から翌年3月31日までの期間(5ヶ月間)に限りサブスクリプション料金が発生するものとし、毎年12月～翌年4月のガス代とあわせてお支払いいただきます。4月1日から10月31日までの期間については料金の発生はありません。当該期間中も契約関係自体は継続し、翌シーズンに自動的に料金発生期間が再開されるものとします。
6. 当社は、サブスクリプション料金を随時変更することがあります。当社は、料金変更が適用される日の3ヶ月前までにこれをお客さまに通知します。料金変更を承諾されない場合、変更が適用される前にお客さまは解約することができます。

#### 第5条(取付工事およびその区分)

1. 当社とお客さまの間における工事負担区分は、次のとおりとします。

対象機種	サブスク対象	建築工事(お客さま負担)
給湯器 (単機能)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本体および、付属品の搬入取付工事 (リモコン取付工事を含む)</li> <li>・本体とガス配管との接続工事 (金属可とう管を含む)</li> <li>・既設機器の撤去工事</li> <li>・本体と給水・給湯配管の接続替え (保温工事を含む)</li> <li>・ドレン工事</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・熱源機取付場所までのガス配管工事</li> <li>・熱源機取付場所までの給水・給湯工事</li> <li>・新規リモコン線の入線工事</li> <li>・電気工事</li> <li>・その他特殊工事</li> </ul> ※解約時の原状回復を含む
給湯器 (ふろ給湯器)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本体および、付属品の搬入取付工事 (リモコン取付工事を含む)</li> <li>・本体とガス配管との接続工事 (金属可とう管を含む)</li> <li>・既設機器の撤去工事</li> <li>・本体と給水・給湯配管の接続替え (保温工事を含む)</li> <li>・追い焚き配管の接続替え</li> <li>・ドレン工事</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・熱源機取付場所までのガス配管工事</li> <li>・熱源機取付場所までの給水・給湯工事</li> <li>・熱源機取付場所までの追い焚き工事</li> <li>・新規リモコン線の入線工事</li> <li>・アダプター取付・取替工事</li> <li>・電気工事</li> <li>・その他特殊工事</li> </ul> ※解約時の原状回復を含む
ファンヒーター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本体および、ガスコード</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機器設置場所までのガス配管工事 および、新規ガス栓取付</li> </ul>

2. サブスク機器の取付工事は、原則として当社社員または、当社指定の施工業者が行います。

3. お客様の負担となる建築工事代は、設置工事完成後1ヶ月以内にお支払いいただきます。

#### 第6条(サブスクリプション料金の支払い)

1. サブスクリプション料金は、契約者のガス料金の支払時期及び支払方法と同様とします。
2. サブスクリプション料金は、支払義務が発生した順序でお支払いいただくこととし、その一部受取りや一括受取りは行いません。
3. お客様は、本サービスに基づく債務を当社に対する債権をもって相殺することはできません。
4. ファンヒーターに係る本サービスのサブスクリプション料金は、第4条第5項に定める期間においてのみ請求されます。

#### 第7条(租税の負担)

1. お客様には、本サービスに係る消費税および、地方消費税(以下「消費税等」といいます。)を負担いただきます。
2. お客様は、消費税等の税率が変更された場合は、変更後の税率を用いて再計算されたサブスクリプション料金を当社にお支払いいただきます。

#### 第8条(故障等)

1. サブスク機器がお客様の責によらない事由により故障または毀損した場合は、当社が無償で修理を行います。修理が不可能な場合は、当社が指定する同等の機種に取り替えます。  
なお、修理受付時間は8時30分～17時15分(年中無休)としております。  
また、受付時間内にお申し込みいただいた場合でも、状況により対応が翌日以降となる場合があります。
2. 次の各号に該当する事由により本商品が、故障または毀損した場合には、有償修理とし、その修理費用はお客様の負担とします。  
なお、修理が不能な場合には、本商品の取替または本サービスの解約等について、別途協議のうえ、お客様の負担により対応するものとします。
  - (1)取扱説明書、本体添付ラベル等の注意書きによらない誤ったご使用、または禁止行為もしくは不当な修理・改造によるもの
  - (2)使用上問題の無い自然の消耗・さび・腐敗・変色・その他類似の事由による消耗品(外装部品等)の交換
  - (3)お引き渡し時の取り付け場所を、移動させたことによるもの
  - (4)業務用(喫茶、理美容院、飲食店、事務所等)での使用等、一般家庭用以外の使用をした場合
  - (5)特殊な水(温泉水・井戸水等)での使用による故障

#### 第9条(保守・点検)

当社は必要に応じて、保守・点検を実施することがあります。お客様はこれにご協力いただきます。

#### 第 10 条(お客さまの義務)

1. サブスク機器は当社が所有権又は管理権を有します。したがって、お客さまはサブスク機器を注意義務をもって管理いただくとともに、譲渡、転貸、担保提供、その他当社の所有権又は管理権を侵害する恐れのある行為は一切お断りします。  
万一、これに違反し当社に損害が生じた場合は、当社が被った一切の損害(合理的な弁護士費用を含む)を賠償する責任を負うものとします。
2. 相続その他の原因によって、第三者がサブスク機器のすべての権利義務を引き継ぎされる場合は、当社所定の方法により、名義変更の手続きを行っていただきます。
3. サブスク機器が第三者の強制執行、仮処分など、当社の所有権又は管理権を侵害する恐れがある場合は、お客さまは直ちに当社に連絡するとともに、本件サブスク機器の所有権又は管理権が当社にあることを主張して第三者の行為を排除していただきます。

#### 第 11 条(契約解除)

1. 本サービス期間中、お客さまが次の各号のいずれかに該当する場合、当社は本サービスを予め催告することなく解除させていただくことがあります。
  - (1)お客さまの責に帰すべき事由により、サブスク機器が滅失、毀損もしくは紛失した場合
  - (2)第10条に規定するお客さまの義務を履行しない場合
  - (3)ガス料金の不払い等によりガスの供給を停止されたとき
  - (4)契約内容に著しい誤りが判明した場合
  - (5)差押、仮差押、仮処分、強制執行、担保権の実行としての競売、租税滞納処分その他これらに準じる手続が開始されたとき
  - (6)破産、民事再生、会社更生または特別精算の手続開始決定等の申立がなされたとき
  - (7)その他、資産、信用または支払能力に重大な変更を生じたとき
2. 前項に基づき解除となった場合、当社は設置機器を回収することができるものとし、お客さまはこれに協力する義務を負います。また、この場合に要する撤去費用については、第12条第1項の定めに従い、お客さまが当社に支払うものとします。
3. 当社は、回収に際して事前に通知を行いますが、当該通知は書面又は電磁的方法による簡易な通知で足りるものとします。

#### 第 12 条(契約の終了)

1. お申し出により本サービス期間が終了した場合、当社がサブスク機器の撤去を行い、その際、お客さまには次のとおりの撤去費をお支払いいただきます。

サブスク機器	撤去費(税込)	撤去費(税抜)
給湯器(単機能)	16,500円	15,000円
給湯器(ふろ給湯器)	22,000円	20,000円
ファンヒーター	1,650円	1,500円

2. 本サービス期間の終了に伴い、当社がサブスク機器を撤去した後の原状回復義務は、お客さまに負担いただきます。

#### 第 13 条(本サービス終了後の債権債務)

本サービス期間中のサブスクリプション料金など当社とお客さまとの間の債権債務は、本サービスの終了によっても消滅しないものとします。

#### 第 14 条(合意管轄裁判所)

本サービスに関する紛争についての管轄裁判所は、山口地方裁判所とします。

#### 第 15 条(協議事項)

本規約に定めのない事項が生じた場合、当社とお客さまは本サービスの趣旨に従い、誠意をもって協議・解決に努めるものとします。

#### 付則

##### 1. 実施の期日

本規約は、令和8年7月1日から実施いたします。